

ファミリー・サポート・センター事業のQ&A

	Q	A
1	利用の日時は決まっていないのですが、保育園にお迎えに行く方を紹介してください。	確実に利用する日時を決めてから、お申込みください。安易な予約やキャンセルは、他の方の利用が難しくなりますので、ご遠慮ください。援助会員の都合によっては、援助できない日もありますので、ご了承ください。
2	事前打合せだけ先にしておきたいのですが？	先に事前打合せだけをすることはできません。利用日時を決めてから、お申し込みください。
3	障がいのある子の援助はお願い出来ますか？	障がいの程度によってはお断りさせていただく場合もございます。基本的には援助会員が援助可能かどうか判断をし、援助できる会員がいればご紹介させていただきます。
4	沐浴をお願いできますか？	沐浴はできません。 保育以外のことを依頼する事はできません。
5	保護者会や幼児教室に保護者の代わりに参加していただくことは出来ますか？	保護者の代わりをすることはできません。 従って、保護者の代わりに病院に連れて行く事などもできません。
6	テレワーク中で保護者が家にいるときに違う部屋で見ってもらうことは出来ますか？	本事業は、保護者がいない所でのサポートという原則にもとづいて活動しています。同じ敷地内での援助はお受けできません。その時だけは外に出て仕事をする、お子さんを自宅以外の場所で見ってもらうなどの援助内容や方法を工夫してください。
7	送迎の依頼で誰もいない自宅に送り届ける。または小中学生の兄弟に引き渡してもらうことは出来ますか？	この事業では「大人から大人」へ受け入れと引き渡しが原則になりますので、この依頼はお受けできません。
8	保育園が遠いので自転車で迎えに行ってくれますか？	6歳未満のお子さんであれば援助会員をお探ししますが、自転車で送迎のできる援助会員はとても少ないので、見つかりにくいというのが現状です。
9	1か月後に出産予定です。3歳の上の子の保育をお願いできますか？	登録対象児は出生後から12歳の誕生日前日までです。上のお子さんの登録手続きをしてから、利用日時を決めてお申し込みください。
10	上の子で登録しています。下の子が産まれたので、再度登録が必要ですか？	再度の登録は必要ありません。子育てサポートにお電話ください。すでに登録されているので、下のお子さんを追加させていただきます。利用対象児は生後43日から、満12歳に達する日以降の3月31日までです。
11	夕方保育園にお迎えに行き、援助会員宅で夕食を食べさせて、2時間ほど保育をしてもらいたいのですが。	援助会員は食事を作りません。食事は利用会員に用意していただきます。用意できないときはコンビニ等で購入する事になります。代金は利用会員の実費負担となります。食事援助が必要な時は、事前に援助会員にお知らせください。